

# 行政 困りごと

相談  
無料

秘密厳守

## なんでも相談所

暮らしの中に“お困りごと”はありませんか？  
問題解決への“最初の扉”としてご利用ください！

### 専門相談

弁護士や行政書士など専門家による相談を、  
毎月1回受け付けています。

交通事故

税金

予約制

年金・労働

法律

予約制

相続・遺言

情報公開

行政手続制度

専門相談の日程、法律相談・税金相談のご予約に関しては

### 行政相談

国の行政機関等の仕事に関するご相談、  
何でもお寄せください。



行政相談マスコット  
キクーン



● 令和6年4月から開設日が変わりました ●

開設日時

毎週 火・水・木・金 曜日 開設

(土・日・月・祝日、年末年始、そごう店休日はお休み)

10時～17時

相談のお申出は16時30分頃までをお願いします。  
法律相談、税金相談を除いて予約不要です。

開設場所  
電話番号

そごう広島店 9階

☎ 082-223-6030

お電話でのご相談も承っています。  
時間内でも相談対応のため、留守番電話となる場合があります。

行政相談は、総務省行政相談センター きくみみ広島 でも受け付けています。

面談・手紙

広島市中区上八丁堀 6-30  
広島合同庁舎第4号館 13階

FAX

082-228-4955

電話

082-222-1100 (行政苦情110番)

メール

ホームページから受付

※ 毎週月～金曜日(夜間、土・日・祝日は留守番電話で対応)  
お電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。

中国四国管区行政評価局

検索



総務省 中国四国管区行政評価局

# 令和6年度 行政困りごとなんでも相談所

- ☆ 相談受付は、**火・水・木・金曜日**の**10時～17時**です。相談のお申出は**16時30分頃まで**にお願いします。
- ★ **法律相談**及び**税金相談**は**予約制**です(予約に空きがあれば、当日でも相談をお受けします。)

		相談内容(担当)	詳細
火・水・木・金 (祝日・年末年始を除く)		行政(行政評価局)	国の行政機関等の業務に関すること(道路、河川、社会福祉、電波・通信、登記、郵便事業、相談窓口等)
専門 相談	第1木曜日	交通事故(行政書士)	交通事故(自賠責保険等請求手続等)に関すること(争訟性のあるものを除く) (相続・遺言、各種契約、法人設立等も対応可)
	第1金曜日 (4月、6月～11月)	税金(税理士)	相続税、確定申告、医療費控除等の税金に関すること <b>予約制</b> (1人25分間、1か月前から予約受付)
	第2金曜日 (13時～16時)	法律(弁護士)	法律問題全般(民事・家事・行政等)に関する相談 <b>予約制</b> (1人25分間、面談のみ、1か月前から予約受付)
	第3木曜日	年金・労働 (社会保険労務士)	年金、労務管理(解雇、賃金、セクハラ、安全衛生)、健康保険、雇用保険等に関すること
	第3金曜日	相続、遺言 (行政書士)	終活(相続・遺言など)、成年後見の制度に関すること(各種契約、法人設立等も対応可)
第4金曜日	情報公開など (行政評価局)	情報公開・行政手続・行政不服審査の制度に関する案内	

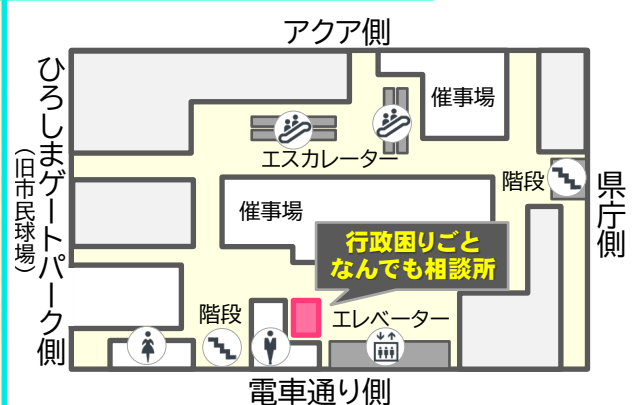
## 令和6年度 専門相談日一覧

※ 通常の相談日と異なる月がありますので、相談日は下記の一覧でご確認ください。

相談内容	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
交通事故	4日	2日	6日	4日	1日	5日	3日	7日	5日	9日	6日	6日	
税金	5日	—	7日	5日	2日	6日	4日	1日	—	—	—	—	
法律	12日	10日	14日	12日	9日	13日	11日	8日	13日	10日	14日	14日	
年金・労働	18日	16日	20日	18日	8日	19日	17日	21日	19日	16日	20日	19日	
相続、遺言	19日	17日	21日	19日	23日	20日	18日	15日	20日	17日	21日	21日	
情報公開	26日	24日	28日	26日	30日	27日	25日	22日	27日	24日	28日	28日	

※赤字で記載した日は、通常の相談日と異なります。

### そごう広島店9階 フloor図



### 電話相談、法律・税金相談のご予約

☎ **082-223-6030**  
受付は **火～金曜日**  
**10時～17時**



相談のお申出は**16時30分頃まで**にお願いします。

受付時間内でも相談対応等のため、**留守番電話対応**となる場合があります。